

今月の税務トピックス (2割特例制度の創設)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

令和5年10月1日から適用されるインボイス制度では、消費税を申告したことのない事業者の消費税の申告等の事務負担及び消費税等の急な価格転嫁などが課題とされていました。

令和5年度税制改正では、これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合には、負担軽減に配慮した税額控除に関する特例として2割特例制度が創設されました。

本稿では、創設された2割特例制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 適用対象者

免税事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者）がインボイス発行事業者の登録をして課税事業者になる場合には、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付すべき消費税額等をその課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる制度（以下「2割特例制度」といいます。）の選択適用ができることとされます（平成28年改正法附則51の2①②）。

II 適用除外とされる課税期間

次に掲げる課税期間の特例の適用を受ける場合は、2割特例制度の適用は受けられません（平成28年改正法附則51の2①）。

- ① 基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合（消法9①）
- ② 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例の適用を受ける場合（消法9の2①）
- ③ 新設法人の納税義務の免除の特例の適用を受ける場合（消法12の2①）
- ④ 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例の適用を受ける場合（消法12の3①）
- ⑤ 調整対象固定資産又は高額特定資産を取得して仕入れ等を行った場合等の3年間（消法9⑦、12の2②、12の3③、12の4①②）

III 課税事業者選択届出書を提出した課税期間

2割特例制度の適用できる課税期間は、インボイス発行事業者の登録及び課税事業者選択届出書の提出等がなかったとしたならば事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限られます（平成28年改正法附則51の2①かっこ書き）。

そこで、課税事業者選択届出書の提出によ

り、令和5年10月1日前から引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間は、2割特例制度の適用は受けられません（平成28年改正法附則51の2①かっこ書き）。

また、課税事業者選択届出書を提出することにより、令和5年10月1日の属する課税期間の初日から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者が、インボイス発行事業者の登録申請書を提出している場合には、その課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その届出書をその課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、2割特例制度の適用が可能とされます（平成28年改正法附則51の2⑤）。

IV 手続規定

適格請求書発行事業者が上記Iに掲げる2割特例制度の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記（2割特例制度の有・無を○印を付記）するものとされます（平成28年改正法附則51の2③）。

V 簡易課税制度への移行措置

上記Iに掲げる2割特例制度の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用ができることとされます（平成28年改正法附則51の2⑥）。

おわりに

2割特例制度は、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告・納税が可能となり、簡易課税制度に比べても事務負担が大幅に軽減されます。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間（計4回の申告）では、簡易課税制度選択届出書を提出していない事業者は本則課税制度と2割特例制度の選択適用が確定申告時に可能とされます。また、簡易課税制度選択届出書を提出している事業者は、簡易課税制と2割特例制度が確定申告時に選択適用が可能とされます。ただし、簡易課税選択届出書を提出した場合には、2年間の継続適用の縛りが生じますので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。